国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱

（趣　旨）
第１条　この要綱は、静岡県国土利用計画審議会における会議の公開に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（公開又は非公開の決定方法）
第２条　会議の公開、非公開については、あらかじめ議案ごとに会長が判断するものとする。
２　事務局は、議案が固まった後に、会長に公開、非公開について諮るものとする。

（会議開催の周知）
第３条　事務局は、会議開催日の１週間前までに、次に掲げる事項を記載した案内を作成し、県民サービスセンター及び各財務事務所に送付するとともに、インターネットに公開するものとする。
（１）開催日時
（２）開催場所
（３）議案
（４）非公開の有無
（５）傍聴定員
（６）傍聴手続き
（７）問い合わせ先

（傍聴定員）
第４条　傍聴定員は、１０人以内とする。

（傍聴者の抽選）
第５条　事務局は、傍聴希望者が傍聴定員を上回った場合には、抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。

（傍聴者への資料配布）
第６条　事務局は、傍聴者に議案書及び附図と同等の資料を配布するものとする。

（傍聴に係る遵守事項）

第７条　傍聴者は次に掲げる事項を遵守するものとする。
（１）指示された傍聴席で、静粛に傍聴すること。
（２）発言、拍手その他の方法による可否の表現等をしないこと。
（３）会場内での飲食、喫煙はしないこと。
（４）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
（５）会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
（６）その他、会議の支障となる行為はしないこと。

２　事務局は、傍聴者に対して前項に掲げる事項を周知させる措置を講ずるものとする。

（報道機関の取材）

第８条　報道機関の取材については、これを認める。ただし、第２条の規定により会長が非公開が適当であると判断した議案については、この限りでない。

（秩序の保持）

第９条　議長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止させるものとする。

２　議長は、傍聴者が前項の規定による制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附　則

この要綱は平成１６年４月１日から適用する。